

クリアランス内規見直しについての意見

2018年10月11日
日本原子力発電株式会社

＜内規の改正方針②＞

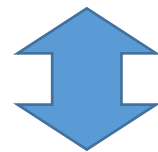
評価単位の平均放射能濃度を算出するに当たって、不確かさの考え方が示されていないため、測定による不確かさや核種組成比の不確かさ等について考え方を明確にした上で、評価単位の平均放射能濃度に不確かさを加えても、クリアランスレベル以下であることを求める。

日本原子力発電からの意見

- ✓過去の認可、他の放射線計測における判断方法との違いがあるのであれば、科学的、合理的な根拠をお示しいただきたい。
- ✓専門家を交えた検討チーム会合を組織してご議論いただき、審査の基準として定めていただきたい。

日本原子力発電（株）におけるクリアランスに係る状況

- ✓ 東海発電所では、クリアランスを実施中であり、既に、国の確認を終えて再加工済みの物もある。
- ✓ 東海発電所での判断方法は、日本原子力学会標準「クリアランスの判断方法 2005」で示されるものと同じであり、現在申請中の敦賀発電所1号炉のクリアランス判断方法も同様。



<内規の改正方針②>

評価単位の平均放射能濃度に不確かさを加えても、クリアランスレベル以下であることを求める。

【参考】

実施/申請箇所	実績
東海発電所	2007年6月2日申請 同年9月8日認可(3か月) 397トン確認済み ⇒ 231トン再加工済み
敦賀発電所1号炉	2016年9月13日申請

他の放射線計測に基づく判断方法との整合性

- ✓ 環境省が定める公定法

『廃棄物の事故由来放射性物質についての放射能濃度の測定方法』

(平成23年12月28日環境省告示第107号)

- ✓ 厚生労働省が定める公定法

『食品中の放射性物質の試験法について』(食安発0315号第4号)

- ✓ クリアランス目的以外の、原子力発電所、R I 施設等における管理で行われる放射線計測に基づく判断方法

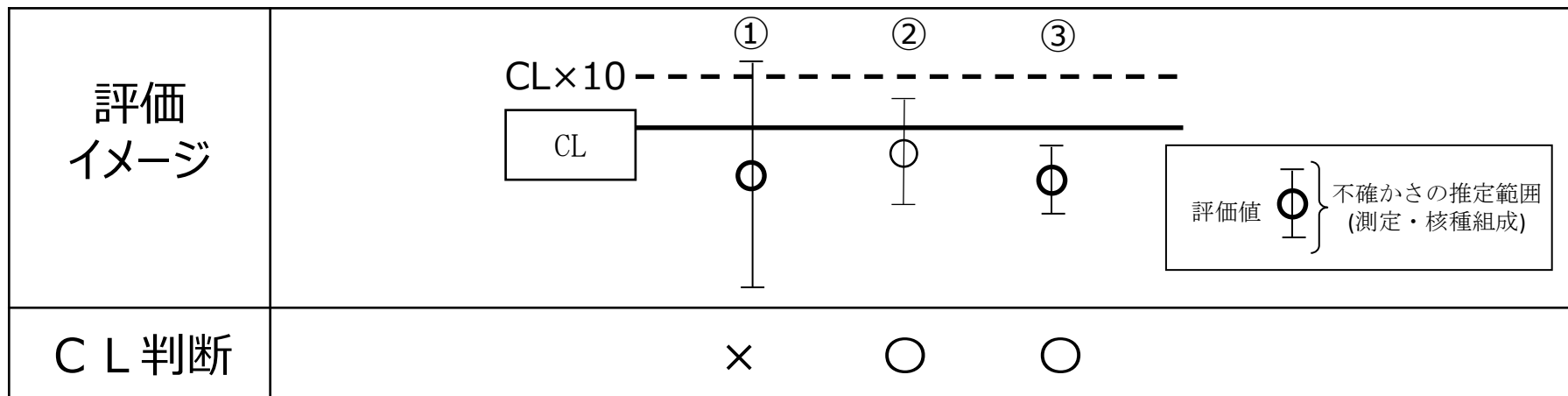
※ 当社の判断方法は、上記にも整合している。



<内規の改正方針②>

評価単位の平均放射能濃度に不確かさを加えても、クリアランスレベル以下であることを求める。

認可済みの東海発電所と認可申請中の敦賀1号炉のクリアランスの判断方法



- ◆ 評価値がクリアランスレベル以下で、不確かさの上限值はクリアランスレベル以上の場合、「標準、規格基準、仕様や運用基準」に従って判断すべき
- ◆ クリアランスレベルのリスクに合わせ、測定の不確かさを10倍程度とするのは合理的(適切)
 - IAEA RS-G-1.7
 - IAEA GSR Part1 Requirement 26
 - “Graded approach to review and assessment of a facility or an activity.
 - IAEA Safety Reports Series No.67 “Monitoring for Compliance with Exemption and Clearance Levels”,2012
 - 「原子炉施設及び核燃料使用施設の解体等に伴って発生するもののうち放射性物質として取り扱う必要のないものの放射能濃度について」
- ◆ 国際慣行に合わせ、95%信頼区間(包含係数k=2)を用いる。